

令和7年度とっとり消費者大学（啓発講座への講師派遣）実施要項

1 目的

鳥取県消費者教育推進計画に基づき、学校、家庭、職域、地域等の様々な場を活用して県民のライフステージに応じた消費者教育を推進するため、消費者問題に精通した講師を啓発講座に派遣し、県民が消費生活に必要な知識を身に付けられる機会を提供する。

2 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 実施場所

講座実施希望者が提供する施設

4 講師

鳥取県消費生活センターの各相談室に所属する消費生活相談員

5 受講者

本講座の受講者は、複数の県内市町村からの参加を前提としている。

※受講者が単一の市町村に限定される場合、原則として当該市町村の消費者行政担当課又はNPO法人コンシューマーズサポート鳥取 (<https://consapo.net/enlightenment/>) に講座の実施を依頼すること。なお、当該市町村での講座の実施が困難な事情がある場合、市町村消費者行政担当課を通じて県消費生活センターに相談すること。

- (例)・高等学校・特別支援学校の生徒・教職員・保護者向け講演会
・大学・専門学校等での学生・教職員向け講義・オリエンテーション
・複数市町村の共催で実施する社会福祉協議会・地域包括支援センターでの研修・講演会
・企業・団体等の事業所における研修

6 内容

消費生活に関する次の内容が想定される。詳細は県消費生活センターと相談すること。

(例)

- ・若年者を取り巻く消費者トラブル
- ・高齢者・障がい者を取り巻く消費者トラブル
- ・インターネット取引・SNSをきっかけにした取引に関する消費者トラブル
- ・製品安全に関する消費者トラブル
- ・SDGs・思いやり消費（エシカル消費）の普及に向けて

7 実施申込

講座実施希望者は、実施希望日の40日前までに申込書（別紙）に必要事項を記入し、県消費生活センターに電子メールで申し込むこと。

8 費用負担

講師（消費生活相談員）の派遣に係る費用（謝金及び旅費）は、県が負担する。

9 留意事項

- ・講師の都合等により希望日時に添えない場合がある。
- ・講座実施希望者は、県が実施する受講者アンケートに協力すること。
- ・提出された申込書の記載内容は、県とNPO法人コンシューマーズサポート鳥取に共有される。
- ・講師派遣に係る費用が県の予算上限額に達することが見込まれる場合、2の実施期間中でも申込みの受付を終了する場合がある。
- ・本事業の実施は、令和7年度鳥取県当初予算の可決成立が前提となる。